

京都市告示第 321 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 12 月 28 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科御陵緯49号線	山科区御陵岡ノ西町38番地地先から同町38番地の27地先まで	メートル 128.90	メートル 6.00 ~ 9.90
南第四緯36号線	南区東九条北烏丸町2番地の27地先から同町2番地の46地先まで	69.80	6.00 ~ 12.07
醍醐経138号線	伏見区醍醐西大路町128番地の26地先から同町128番地の48地先まで	63.40	6.00 ~ 10.50
醍醐緯213号線	伏見区醍醐西大路町128番地の27地先から同町128番地の8地先まで	148.70	6.00 ~ 9.60
醍醐緯214号線	伏見区醍醐西大路町128番地の60地先から同町128番地の56地先まで	97.90	6.00 ~ 10.20
醍醐緯215号線	伏見区醍醐西大路町128番地の9地先から同町128番地の1地先まで	147.70	6.00 ~ 7.50
醍醐歩5号線	伏見区醍醐中山町46番地の23地先から同区醍醐西大路町128番地の7地先まで	13.30	4.00 ~ 4.70

(建設局道路部道路明示課)